

愛知県立衣台高等学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、また、どの子どもでも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たっていきます。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場であることが大切です。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいきます。また、実体験の乏しい生徒が、さまざまな体験活動等を通して人間的に成長できる取組の充実を図ります。

2 いじめ防止対策組織について

いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

(1)「いじめ・不登校対策委員会」について

ア 委員会のメンバー

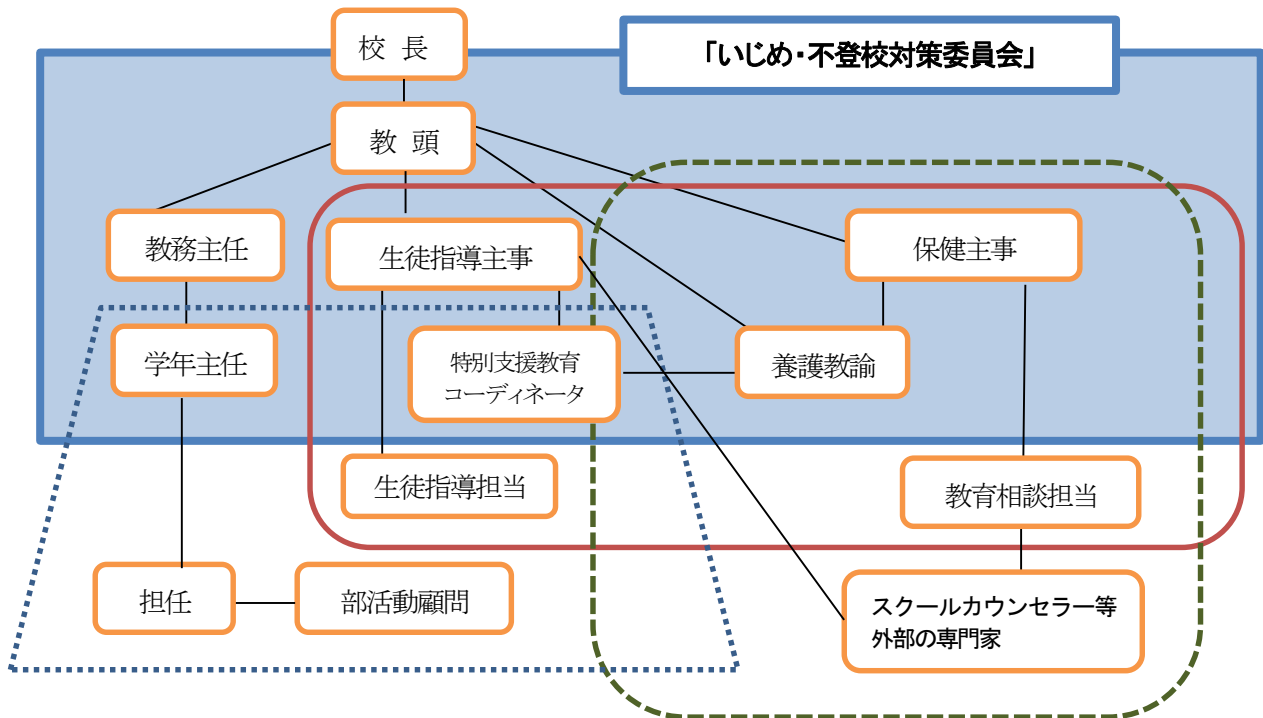
校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター




(必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等外部の専門家を加える。)

イ 指導・支援チーム

委員会が、事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応を行わせる。いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめなどでは、インターネットに詳しい教員を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組んで対応する。

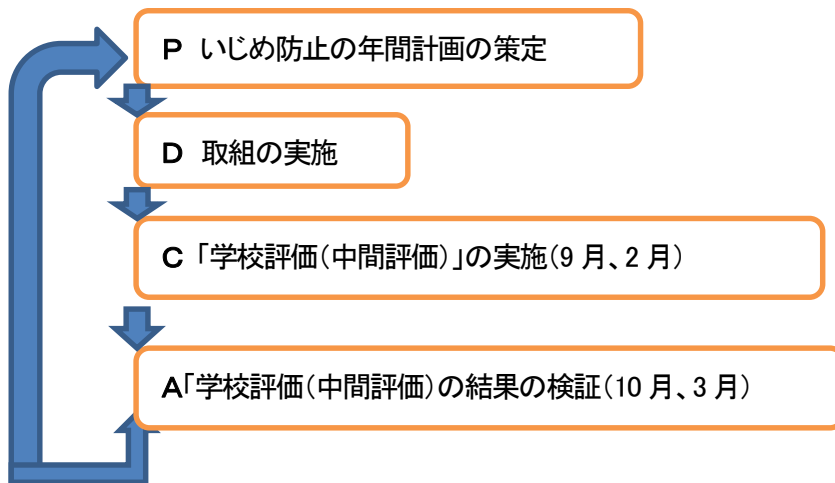
【組織図】



※    は、指導・支援チームの例。事案によってメンバーを柔軟に変える。必要に応じて外部の専門家と連携をとる。

(2) 「いじめ・不登校対策委員会」の役割や機能等

ア 取組の検証(PDCAサイクル)



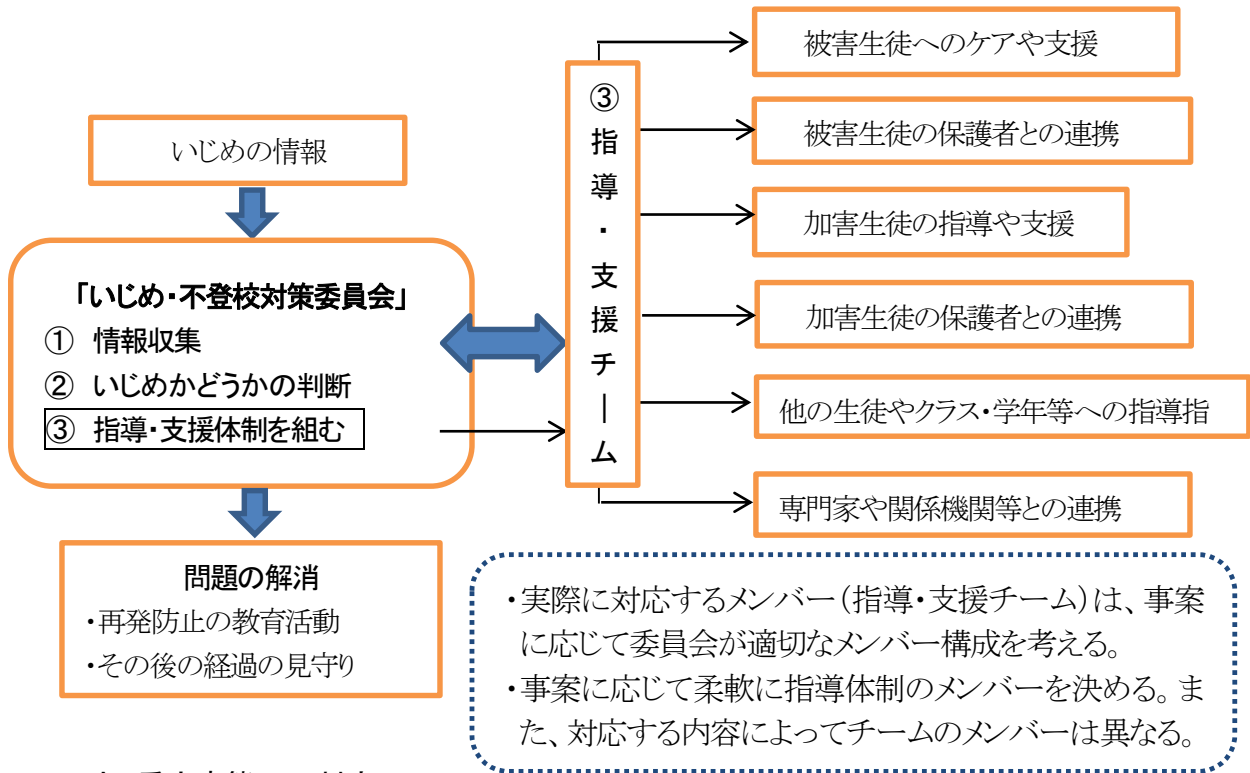
イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- ・「いじめ・不登校対策委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。
- ・現職研修で、必要に応じて「いじめ・不登校」をテーマとした講話やケーススタディを実施する。

ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校いじめ防止基本方針」及び「学校関係者評価」結果を、学校経営案及び学校のホームページに掲載する。

エ いじめに対する措置(いじめ事案への対応)



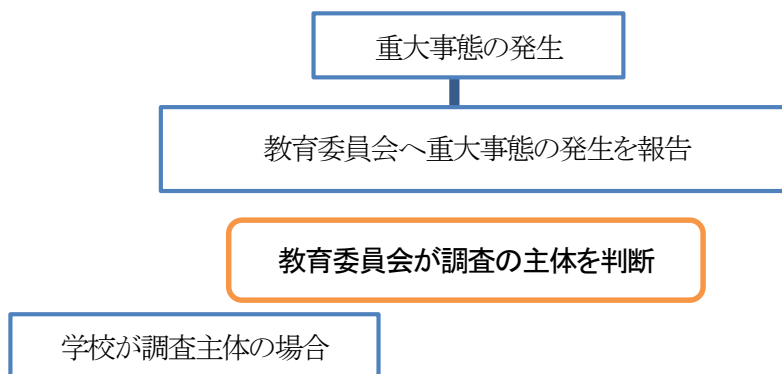
オ 重大事態への対応

重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図(学校用)」に基づいて対応する。

学校が調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

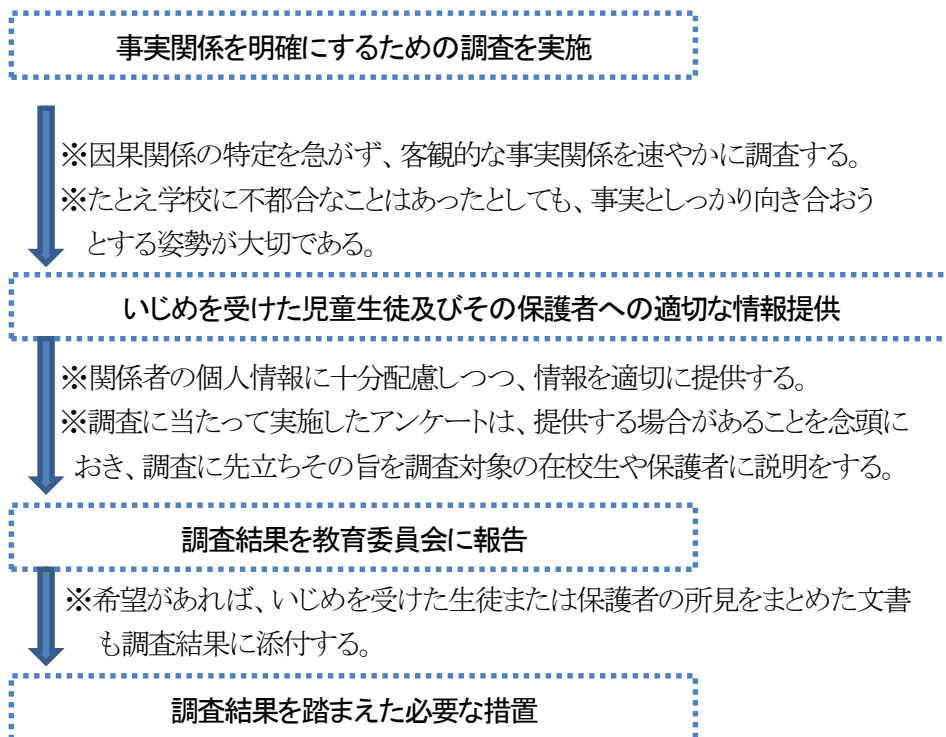
(注) 重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき



学校に重大事態の調査組織を設置

- ※「いじめ防止対策組織」が調査組織の母体となる。
- ※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。



Ⅲ いじめの防止等に関する具体的な取組について

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。
- イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。
- ウ 公開授業を積極的に行い、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。
- エ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 教職員は、生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。
- イ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」に報告をし、組織的に対応する。
- ウ 定期的な「いじめアンケート調査」(年3回)の実施やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなども活用し、生徒が悩みを相談しやすい環境の充実を図る。
- エ 愛知県が設置する「子ども SOS ほっとライン24」(「24時間子供 SOS ダイヤル」)等の相談窓口を紹介する。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたときやいじめの相談を受けたとき、又はいじめの疑いがあると思われるときは「いじめ・不登校対策委員会」で組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない

集団づくりを行う。

カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。

キ いじめが「解消している」状態に至った場合でも、当該いじめの被害生徒及び加害生徒を日常的に注意深く観察するなど、再発防止に努める。

(取組の年間計画)

	未然防止の取組	早期発見の取組	「いじめ・不登校対策委員会」の動き	保護者・地域との連携
4月	○健康調査の実施(毎週月曜日) 【全学年】(保) ○相談室やスクールカウンセラー来校についての周知【全学年】(保) ○オリエンテーション合宿による生徒の状況把握 (学)	○スクールカウンセラーとの面談による悩みの早期発見【全学年】(保)(生) ○いじめアンケート(保)	○特別支援教育委員会 ○相談委員会	○入学式で教育方針の説明
5月	○面談週間【全学年】(学) ○進路希望調査【全学年】(進)	○個人面談による聞き取り【全学年】(生)(保)(学)		○PTA総会で指導方針説明
6月	○体育大会による人間関係の育成【全学年】(特)	○スクールカウンセラーとの面談による悩みの早期発見【全学年】(保)(生)		○PTA合同 挨拶運動 ○体育大会公開
7月	○情報モラル講話【全学年】(科)	○スクールカウンセラーとの面談による悩みの早期発見【全学年】(保)(生)	○特別支援教育委員会 ○相談委員会	
8月	○インターンシップの実施【全学年】(進)			
9月	○面接週間【全学年】(学) ○文化祭による心の育成【全学年】(特)	○生活アンケート 【全学年】(保) ○いじめアンケート(保)	○中間評価→検証	○文化祭公開
10月	○薬物乱用防止教室 ○進路希望調査【全学年】(進)	○スクールカウンセラーとの面談による悩みの早期発見【全学年】(保)(生)		○学校評議員への報告 ○PTA合同 挨拶運動
11月	○面談週間【全学年】(学) ○修学旅行による心の育成【2学年】(学)	○個人面談による聞き取り【全学年】(生)(保)(学)		
12月	○人権講話【全学年】(生)	○スクールカウンセラーとの面談による悩みの早期発見【全学年】(保)(生)	○特別支援教育委員会 ○相談委員会	
1月	○球技大会を通じて心の育成【1・2学年】(学)	○スクールカウンセラーとの面談による悩みの早期発見【全学年】(保)(生) ○いじめアンケート(保)		○PTA合同挨拶運動

2月	○特別支援教育講演会【1学年】(保)	○外部講師による講演【1学年】(保)	○年度末反省を踏まえ次年度の計画	
3月	○新入生オリエンテーション(生)	○新入生オリエンテーションを通して保護者への周知徹底(保)(生)	○特別支援教育委員会 ○相談委員会 ○「いじめ防止基本方針」の見直し	○学校評議員への報告 ○学校関係者評価委員会で「自己評価」の評価を行う

(生)…生徒指導部 (保)…保健環境部 (特)…特別活動部 (進)…進路指導部 (学)…学年会 (科)…教科会
(教)…教務部